平成３０年（フ）第４２号
大阪府柏原市平野２丁目４番24号　ヴィラ・ハピネス　202号
債務者　小寺幸太郎
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１２９３号
京都市上京区千本通下立売下る小山町900番地
債務者　丸十商店こと　前田　秀雄
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤紗耶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１２号
岐阜市加納奥平町２丁目51番地
債務者　Ｃｌａｃｋこと　西村　光等
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼井　俊治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１０４号
山口市秋穂二島3278番地
債務者　渡邊　浩美
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６４５号
福岡県太宰府市坂本１丁目２番７―601号
債務者　徳永江梨子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　張替　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１２５号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄５丁目131番地２
債務者　真鍋　明彦
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古瀬　　梓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０５８号
福岡市博多区浦田１丁目９番２―502号
債務者　今東　克彦
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐田　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３４号
沖縄県うるま市字田場813番地　カーサ・フォレスト102号室、申立時の住所福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲511番地１　エスポアール大柳105号
債務者　ｈａｉｒ　ｍａｋｅ　ＢＬＵＥこと　太田尾芳樹
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　香織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月20日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２５２号
大分県別府市大字南立石2633番地の３
債務者　加藤　悦子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　　茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第７号
秋田市将軍野南２丁目２番21号　メープルオーク２　102号、前住所秋田県潟上市飯田川飯塚字家ノ越２番地26
債務者　石井　武志
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９７０号
広島市東区中山中町５番46号
債務者　新宅　孝安
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１５号
神戸市兵庫区中道通７丁目４番27号大西マンション301号室
債務者　萩野　拓洋
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　孝洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７８号
福岡県直方市大字山部810番地62
債務者　田盛　浩斗
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貞光　信義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第３７５号
大分県由布市湯布院町川上2902番地３　ルムス湯布院Ⅲ104
債務者　森永　昭憲
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥越　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３２３号
埼玉県三郷市谷口128―１キングキャッスル108号室、住民票上の住所兵庫県伊丹市荻野３丁目50番地２　中島マンション302号
債務者　ヤマモトエンジニアリングこと　山本博文
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福間　則博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第８号
兵庫県伊丹市鴻池５丁目４番17―103号、前住所兵庫県伊丹市西野５丁目341番地　武庫リバーハイツ西野307号
債務者　寺田　佐苗
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春名　一典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係